

(別表)

臭化メチルの生産量及び消費量の基準限度

改 正 後			現 行		
期間	生産量	消費量	期間	生産量	消費量
1995 年 ~	3,376 ODP トン	3,664 ODP トン	1995 年 ~	3,376 ODP トン	3,664 ODP トン
1999 年 ~	2,532 ODP トン	2,748 ODP トン	2001 年 ~	2,532 ODP トン	2,748 ODP トン
2001 年 ~	1,688 ODP トン	1,832 ODP トン	2005 年 ~	1,688 ODP トン	1,832 ODP トン
2003 年 ~	1,012 ODP トン	1,099 ODP トン	2010 年 ~	0 ODP トン	0 ODP トン
2005 年 ~	0 ODP トン	0 ODP トン			

注) O D P トン： 実重量(トン)にオゾン層破壊係数(臭化メチルの場合は0.6)を乗じた数量

消費量 : 生産量 + 輸入量 - 輸出量

(参考2)

モントリオール議定書における臭化メチルの生産規制の経緯

1992年11月 モントリオール議定書第4回締約国会合

- ・臭化メチルを規制対象物質に追加（先進国について1995年以降1991年レベルで凍結）

1995年12月 モントリオール議定書第7回締約国会合

- ・先進国について全廃スケジュールを設定するとともに、途上国について規制を導入

1997年9月 モントリオール議定書第9回締約国会合

- ・先進国について全廃スケジュールを前倒しするとともに、途上国について全廃時期を設定

表. 臭化メチルの生産規制スケジュール

	第7回締約国会合	第9回締約国会合
先進国	1995年以降 1991年比 100%以下 2001 " 75%以下 2005 " 50%以下 2010 " 全廃 (必要不可欠な農業用途を除く)	1995年以降 1991年比 100%以下 1999 " 75%以下 2001 " 50%以下 2003 " 30%以下 2005 " 全廃 (必要不可欠な用途を除く)
途上国	2002年以降 基準量(1995年から 1998年までの平均)比100%以下	2002年以降 基準量(1995年から 1998年までの平均)比100%以下 2005 " 80%以下 2015 " 全廃 (必要不可欠な用途を除く)

(注)検疫及び出荷前処理用として使用される臭化メチルについては、適用除外